

支出経費区分の目安について

要望書の作成にあたり、下記の区分を参考に支出予算をご記入ください。

支出経費の区分	補助対象となる経費の例	補助対象とならない経費の例
報酬・謝金・ 旅費・交通費	・外部講師、外部専門家への謝金、交通費、宿泊費	・団体構成員が講師を務める謝金
需用費・原材料費	・消耗品費（文房具、材料、資材等の購入費） ・印刷製本費（チラシ、ポスター等の印刷製本費）	・団体構成員への案内、機関紙等の印刷製本費 ・飲食関係費用（ただし、外部のイベント参加者に向けて使用する食材等購入費は可）
役員費・ 使用料・賃借料	・郵便費、宅配費 ・広告料 ・口座振込手数料 ・事業開催に関する保険料 ・イベント等で使用する施設使用料、物品のレンタル料	・団体活動全体への保険料 ・団体事務所の賃借料
委託料	・団体では実施が困難な業務（会場設営、機材運搬等）	事業全ての委託
備品購入費	・事業目的の達成にどうしても必要な、取得価格5万円以上の物品（必要性については別途振興局にて判断）	・事務所用備品など、団体の運営に使用する備品（パソコン、プリンター等） ・汎用性のある備品（パソコン・自動車等） ・団体外からの借用が容易なもの
その他	・上記以外で特に必要かつ適当と認められる経費	

上記にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象となりません。

- （１）団体の運営に関する経常的な経費
- （２）団体の構成員に対する人件費
- （３）その他、知事が適当でないと認める経費

ご不明な点がございましたら、東牟婁振興局地域づくり部地域づくり課（電話0735-21-9627）までお問い合わせください。